

技術者の資格要件等について

1. 大分市上下水道局においては、競争入札参加資格一覧表に記載する技術者の有資格区分を限定（全92種類）しています。

詳しくは、「有資格者一覧表」を参照してください。

2. 「測量業務」「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の3業種については、「大分市土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、照査技術者及び管理技術者（当初設計金額100万円未満の「測量業務」は管理技術者のみで可）の選任を定めています。

したがって、それぞれの業務に関し、必要な有資格者が2名以上いない場合は、当該業務の委託を受けることができません。

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、「照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表」及び「資格種類別担当業務内容一覧表」を参照してください。

3. 大分市上下水道局においては、建設コンサルティング業務における技術力を重視するため、今後、更なる技術者要件の検討を行っていきます。

特に、技術者の資格要件については、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」のとおり、今後、段階5への移行を予定しています。

したがって、申請者の方々におかれては、計画的な有資格者の育成（上位資格の取得）や採用等に今後ともより一層努力されるようお願いいたします。

有資格者一覧表（全92種類）

資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目	資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目
測量士			環境計量士		
測量士補			RCCM	河川砂防及び海岸・海洋	
1級建築士			RCCM	港湾及び空港	
2級建築士			RCCM	電力土木	
構造設計1級建築士			RCCM	道路	
設備設計1級建築士			RCCM	鉄道	
建築設備資格者			RCCM	上水道及び工業用水道	
建築積算資格者			RCCM	下水道	
技術士	機械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器	RCCM	農業土木	
			RCCM	森林土木	
	総合技術監理	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器	RCCM	水産土木	
			RCCM	造園	
技術士	電気・電子	—	RCCM	都市計画及び地方計画	
	総合技術監理	電気電子一般及び送配電、電気応用、情報通信又は電気設備	RCCM	地質	
技術士	建設	河川、砂防及び海岸・海洋	RCCM	土質及び基礎	
	総合技術監理	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋	RCCM	鋼構造及びコンクリート	
技術士	建設	港湾及び空港	RCCM	トンネル	
	総合技術監理	建設一般並びに港湾及び空港	RCCM	施工計画、施工設備及び積算	
技術士	建設	電力土木	RCCM	建設環境	
	総合技術監理	建設一般並びに電力土木	RCCM	機械	
技術士	建設	道路	RCCM	電気電子	
	総合技術監理	建設一般及び道路	RCCM	廃棄物	
技術士	建設	鉄道	RCCM	地質調査技士	
	総合技術監理	建設一般及び鉄道	RCCM	不動産鑑定士	
技術士	建設	都市及び地方計画	RCCM	不動産鑑定士補	
	総合技術監理	建設一般並びに都市及び地方計画	RCCM	土地家屋調査士	
技術士	建設	土質及び基礎	RCCM	司法書士	
	総合技術監理	建設一般並びに土質及び基礎	RCCM	補償業務管理士	
技術士	建設	鋼構造及びコンクリート	RCCM	総合補償士	
	総合技術監理	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート	RCCM	公共用地取得実務経験者	
技術士	建設	トンネル	RCCM	認定技術管理者（土木）	河川砂防及び海岸・海洋
	総合技術監理	建設一般及びトンネル	RCCM	認定技術管理者（土木）	港湾及び空港
技術士	建設	施工計画、施工設備及び積算	RCCM	認定技術管理者（土木）	電力土木
	総合技術監理	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算	RCCM	認定技術管理者（土木）	道路
技術士	建設	建設環境	RCCM	認定技術管理者（土木）	鉄道
	総合技術監理	建設一般及び建設環境	RCCM	認定技術管理者（土木）	上水道及び工業用水道
技術士	上下水道	上水道及び工業用水道	RCCM	認定技術管理者（土木）	下水道
	総合技術監理	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道	RCCM	認定技術管理者（土木）	農業土木
技術士	上下水道	下水道	RCCM	認定技術管理者（土木）	森林土木
	総合技術監理	上下水道一般及び下水道	RCCM	認定技術管理者（土木）	水産土木
技術士	農業	農業土木	RCCM	認定技術管理者（土木）	造園
	総合技術監理	農業一般及び農業土木	RCCM	認定技術管理者（土木）	都市計画及び地方計画
技術士	森林	森林土木	RCCM	認定技術管理者（土木）	地質
	総合技術監理	森林一般及び森林土木	RCCM	認定技術管理者（土木）	土質及び基礎
技術士	水産	水産土木	RCCM	認定技術管理者（土木）	鋼構造及びコンクリート
	総合技術監理	水産一般及び水産土木	RCCM	認定技術管理者（土木）	トンネル
技術士	情報工学、総合技術監理（情報工学）		RCCM	認定技術管理者（土木）	施工計画、施工設備及び積算
	応用理学	地質	RCCM	認定技術管理者（土木）	建設環境
技術士	総合技術監理	地質	RCCM	認定技術管理者（土木）	機械
	衛生工学	廃棄物管理	RCCM	認定技術管理者（土木）	電気電子
技術士	総合技術監理	衛生工学一般及び廃棄物管理	RCCM	認定技術管理者（土木）	電気電子
	衛生工学	廃棄物管理	RCCM	認定技術管理者（土木）	地質調査
技術士補	機械部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	廃棄物
技術士補	電気電子部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	実務経験者（補償）
技術士補	建設部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	上下水道部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	農業部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	森林部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	水産部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	情報工学部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	応用理学部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	
技術士補	衛生工学部門		RCCM	認定技術管理者（土木）	

- (注) 1. 測量士及び測量士補は、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けている者。
 2. 1・2級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）による免許を受けた者。
 3. 構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士は、建築士法の規定に基づき構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けた者
 4. 建築設備資格者は、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による登録を受けている者。
 5. 建築積算資格者は、（社）日本建築積算協会の行う建築積算資格試験に合格し、登録を受けている者。
 6. 技術士及び技術士補は、技術士法（昭和58年法律第25号）による第1・2次試験に合格し、登録を受けている者。
 7. 環境計量士は、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（濃度関係又は騒音・振動関係に限る。）の登録を受けている者。
 8. RCCMは、（社）建設コンサルタント協会の定款第46条に基づくシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第4条に規定するRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者。
 9. 地質調査技士は、（社）全国地質調査業協会連合会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者。
 10. 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による登録を受けている者。
 11. 土地家屋調査士は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項による登録を受けている者。
 12. 司法書士は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項による登録を受けている者。
 13. 補償業務管理士は、（社）日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し、登録を受けている者。
 14. 公共用地取得実務経験者は、国（公社）又は地方公共団体（公社）に所属し、用地補償事務に10年以上従事した経験を有する者。
 15. 認定技術管理者は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号に規定を受けている者
 16. 補償業務の実務経験者は、当該業務に関し、7年以上の実務の経験を有する者。

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表

業 種	業 務 内 容	有 資 格 者
測量業務	測量一般	◎測量士
	地図の調整	
	航空測量	◎測量士補（照査技術者不可。）
土木コンサルタント 業 務	河川・砂防及び海岸・海洋	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別表1に掲げる者に限る。ただし、照査技術者は技術部門別で可。）
	港湾及び空港	
	電力土木	◎技術士補 （技術部門及び選択科目が別表1に掲げる者に限る。ただし、照査技術者は技術部門別で可。）
	道路	
	鉄道	
	上水道及び工業用水道	◎環境計量士（照査技術者不可。） （濃度・騒音・振動関係に限る。）
	下水道	
	農業土木	◎RCCM （照査技術者は専門部門別で可。）
	森林土木	
	水産土木	◎認定技術管理者（注4）
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
電気電子		
その他		
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別表2に掲げる者に限る。農業、森林、水産部門は照査技術者不可。）
		◎技術士補 （技術部門及び選択科目が別表2に掲げる者に限る。照査技術者不可。）
		◎RCCM （専門部門が「地質」「土質及び基礎」に限る。）
		◎地質調査技士
		◎認定技術管理者（注5）

- (注) 1. 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
2. 当初設計金額が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
3. 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
4. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。
5. 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。

別表 1

「土木コンサルタント業務」に係る技術士・技術士補の要件

技 術 士		技 術 士 補
2次試験技術部門	選 択 科 目	1次試験技術部門
機械、総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。	機 械 部 門
電気電子、総合技術監理部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。	電 気 電 子 部 門
建設、総合技術監理部門	建設一般及び当該業務内容に対する選択科目とする。	建 設 部 門
上下水道、総合技術監理部門	上下水道一般並びに上下水道及び工業用水道又は下水道とする。	上 下 水 道 部 門
農業、総合技術監理部門	農業一般及び農業土木とするものに限る。	農 業 部 門
森林、総合技術監理部門	森林一般及び森林土木とするものに限る。	森 林 部 門
水産、総合技術監理部門	水産一般及び水産土木とするものに限る。	水 産 部 門
情報工学、総合技術監理部門	情報工学一般とする。	情 報 工 学 部 門
応用理学、総合技術監理部門	応用理学一般及び地質とするものに限る。	応 用 理 学 部 門
衛生工学、総合技術監理部門	衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。	衛 生 工 学 部 門

別表 2

「地質調査業務」に係る技術士・技術士補の要件

技 術 士		技 術 士 補
2次試験技術部門	選 択 科 目	1次試験技術部門
建設、総合技術監理部門	建設一般並びに土質及び基礎に限る。	建 設 部 門
農業、総合技術監理部門	農業一般及び農業土木とするものに限る。(照査技術者不可)	/
森林、総合技術監理部門	森林一般及び森林土木とするものに限る。(照査技術者不可)	
水産、総合技術監理部門	水産一般及び水産土木とするものに限る。(照査技術者不可)	
応用理学、総合技術監理部門	応用理学一般及び地質とするものに限る。	応 用 理 学 部 門

資格種類別担当業務内容一覧表

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																	地質調査								
			測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査		
測量士			◎	◎	◎																									
測量士補			○	○	○																									
技術士	機械、総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力 ^{エネルギー} 、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																							◎		△			
	電気電子、総合技術監理部門	電気電子一般及び発送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																								◎		△		
	建設、総合技術監理部門	建設一般及び当該業務内容に対応する選択科目とする				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎
	上下水道、総合技術監理部門	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道又は下水道に限る									◎	◎																△		
	農業、総合技術監理部門	農業一般及び農業土木とするものに限る				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	森林、総合技術監理部門	森林一般及び森林土木とするものに限る				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎
	水産、総合技術監理部門	水産一般及び水産土木とするものに限る				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	情報工学、総合技術監理部門	特定なし																									◎	△		
	応用理学、総合技術監理部門	応用理学一般及び地質とするものに限る																	◎	◎								△	◎	
	衛生工学、総合技術監理部門	衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る														◎												△		
技術士補	機械部門																										○	△		
	電気電子部門																											○	△	
	建設部門					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	
	上下水道部門										◎	◎																△		
	農業部門											◎																		
	森林部門												◎															△		
	水産部門													◎																
	情報工学部門																										○	△		
	応用理学部門																		◎	◎								△	◎	
	衛生工学部門														◎													△		
環境計量士																										○	△			
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	港湾及び空港					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	電力土木					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	道路					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	鉄道					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	上水道及び工業用水道					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	下水道					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	農業土木					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	森林土木					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	水産土木					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	造園					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	都市計画及び地方計画					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	地質																		◎	◎							△	◎		
	土質及び基礎																			◎							△	◎		
	鋼構造及びコンクリート					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	トンネル					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	施工計画、施工設備及び積算					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	建設環境					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	機械																										◎	△		
	電気電子																										◎	△		
廃棄物														◎													△			
地質調査技士																			◎	◎							△	◎		
認定技術管理者																												☆		

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「○」は管理技術者のみになれる資格。
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針

資格名称	段階1 (H14～H15)		段階2 (H16～H17)		段階3 (H18～H19)		段階4 (H20～)		段階5		段階6		業務内容
	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	
測量士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	測量
測量士補	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	
技術士	○	○	○	○	○	○	部門別で○	○	部門別で○	科目別で○	科目別で○	科目別で○	設計
技術士補	○	○	○	○	×	○	×	部門別で○	×	×	×	×	
環境計量士	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	調査
第1種電気主任技術者	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
第1種伝送交換主任技術者	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
線路主任技術者	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
RCCM	○	○	○	○	○	○	部門別で○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	設計
各1級施工管理技士	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
土地区画整理士	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	
地質調査技士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	調査
実務経験者	100万円未満で○	100万円未満で○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
認定技術管理者(H15追加)			○	○	○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	

※ 測量士、測量士補、環境計量士、地質照査士は、それぞれの業務のみで発注した場合に技術者と認められる。

※ 業務が重複した委託案件は、それぞれの業務に対し照査技術者、管理技術者の配置が必要。

※ RCCMは登録証を交付されたものとする。